

港区職員研修等事業企画提案募集要項

1 業務名

港区職員研修等事業業務委託

2 業務目的

今日の社会経済の状況は、グローバル化やICTの目覚ましい進展により早いスピードで変化し続けています。港区においては、社会経済状況の変化だけではなく、全国的に人口が減少する中、いずれの世代も人口が増加傾向にあり行政需要の増大が見込まれるなど、あらゆる世代の人口増加を見据えた行政サービスの充実や区民生活に不可欠な施策の充実が課題となっています。

港区では、このような状況を踏まえ、平成28年3月に「港区人材育成方針(※)」を策定しました。

「港区人材育成方針」では、全国自治体をリードし、日本を牽引する気概を持つ人材を育てるために、区政運営の本質である「参画と協働」、安心・安全に向けた取組や危機管理意識をさらに推進し、課題解決力を向上させ、人材育成を組織全体のムーブメントとして推進することとしています。

平成29年度は、これまで以上に人材育成を戦略的かつ効果的に推進するために、最新の情報や民間機関のノウハウを活かした専門的かつ効果的な研修運営ができる事業者から、社会情勢の変化や港区の地域特性に応じた具体的な提案を受けながら職員の人材育成を推進するため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定します。

※「港区人材育成方針」は、[港区ホームページ](#)>区政情報>人事・職員>人事について>港区人材育成方針から閲覧できます。

3 業務内容

別紙1、別紙1-2、別紙1-3のとおり

4 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 事業規模

28,700,000円程度(税込)

※本業務の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではありません。

なお、提案は、この金額を超えないものとしてください。

6 参加資格条件

本件プロポーザルに参加する者(以下、「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加申込書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 国・地方公共団体又は民間企業等における研修の企画、運営、実施及び評価に係る一連の業務を受託した実績があること。
- (7) 国・地方公共団体又は民間企業等における人事制度を含めた能力開発についてのコンサルティングを行った実績があること。
- (8) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。なお、プロポーザル選考に区外事業者が単独で参加することを妨げるものではない。

7 申込手続

(1) スケジュール

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 平成29年1月13日(金)～31日(火) |
| ② 質問受付締切日 | 平成29年1月20日(金)午後5時まで |
| ③ 質問回答日 | 平成29年1月25日(水) |
| ④ 提出書類受付期間 | 平成29年1月26日(木)～平成29年2月1日(水) |
| ⑤ 第一次審査
(書類選考) | 2月上旬 |
| ⑥ 第一次審査結果通知 | 平成29年2月10日(金) |
| ⑦ 第二次審査
(プレゼンテーション) | 2月下旬 |
| ⑧ 第二次審査結果通知 | 平成29年2月24日(金) |
| ⑨ 事業候補者決定 | 平成29年3月9日(木) |
| ⑩ 予定業務委託開始 | 平成29年4月1日(土) |

(2) 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、次のとおり受付、回答します。

① 質問方法

港区職員研修等事業業務委託質問票(様式2)に必要事項と質問を記入の上、担当までFAXにて提出してください。

【受付期間】 平成29年1月16日(月)～20日(金)午後5時まで

(時間厳守)

② 回答方法

質問内容と回答について、1月25日(水)以降に港区ホームページで公開し、本実施要項の一部として取扱います。なお、回答の際、質問者は公開しません。また、期限を過ぎた提出や指定の質問票を用いない質問、質問内容が不明瞭な

もの等については回答しません。

(3) 提出書類の受付

- ① 受付期間 平成29年1月26日(木)～平成29年2月1日(水)
(土・日除く)
- ② 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)
- ③ 受付場所 港区役所10階 人事課 人材育成推進担当
- ④ 受付方法 持参

(4) 選考結果通知

- ① 第一次審査結果通知
通知方法：電子メール 通知日：平成29年2月10日(金)
- ② 第二次審査結果通知
通知方法：電子メール 通知日：平成29年2月24日(金)

(5) 契約

区は、第二次審査の結果決定された業務委託候補者と平成29年度の本件契約締結に向けて協議します。第二次審査結果通知をもって契約を締結するものではありませんのでご注意願います。また、この企画提案募集は、平成29年度当初予算が成立することを前提に進めているため、平成29年度予算成立後、4月1日に契約を確定することになります。

8 提出書類

(1) 様式・部数

No	提出書類	様式等	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	参加申込書(様式1)	1部	—
2	参加資格確認書類	参加資格審査申請書(様式3) 【競争入札参加資格登録業者以外】 ①登記簿謄本(履歴事項全部証明書等) ②印鑑登録証明書 ③財務諸表(最新の事業年度のもの) ④納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税) ⑤許可等の証明書(写) 【区外事業者が共同事業体を結成の場合】 ①共同事業体構成書(様式4) ②共同事業体協定書兼委任状(様式4-2) ③委任状(様式4-3) 国、都、区、いずれかの「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定を受けている場合は、認定通知等の写し	1部	—
3	見積書	自由様式	1部	—
4	会社(団体)概要	自由様式	1部	7部

5	直近決算期における財務諸表	自由様式	1部	7部
6	研修等の実績	自由様式 ① 本要項6参加資格条件(6)、(7)に関する実績、研修名、実施先等(直近3年度分) ② 講師の状況 (講師名一覧、科目、経験年数)	1部	7部
7	企画提案書 ※枚数制限あり	自由様式(以下の順番で綴ること) ① 企画提案の概要 ② 業務の提供体制 ③ 総括責任者の経歴等 ④ 研修計画書 i 若手職員(1~3年目)研修 ii 昇任時前、昇任時研修(主任主事、係長、課長) iii その他の時期に実施する研修(自由提案) ⑤ 研修の評価及び効果測定方法 ⑥ 人材育成の推進に関する企画提案	1部	7部

※ 提出書類1~7のデータが入力されたCD-ROMを1枚提出すること。

(2) 形式

- ① 提出書類は、原則A4サイズとしますが、様式は任意とします。A4サイズ以外の書類は、A4サイズに折り込んでください。
- ② 提出書類7「企画提案書」は、A4サイズ最大30枚以内で作成してください。なお、A3サイズは、A3サイズ1枚をA4サイズ2枚と換算して作成してください。
- ③ 正本には、提案者の社名、代表者又は代理人名を明記の上、社印、代表者又は代理人印を押印してください。
- ④ 副本には、提案者が判別できる社名、印、ロゴ等は一切入れないでください。記載がある場合は、マスキングしてください。
- ⑤ 提出書類には、正本・副本ともに提出書類ごとにページ番号を付けてください。
- ⑥ 提出書類全てが入力されたCD-ROMを1枚提出してください。なお、CD-ROMに格納するデータはPDF形式としてください。

(3) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ① 業務の提供体制
 - ・研修実施中は、研修評価や研修サポートのため講義を聴講する体制をとってください。
 - ・通常期、繁忙期の2体制を提示ください。
- ② 研修計画書

「港区人材育成方針」に基づいた人材育成を推進するため、戦略的かつ効果的な研修計画を提案してください。

 - i 若手職員(1~3年目)研修

- ・ 3年間を通じて継続的に受講することで、「港区の未来を切り拓く職員となるための礎を築く」ことができる研修計画を提案してください。
- ・ 1年目職員のカリキュラムには、「接遇」科目を入れてください。
- ・ 各年、2日間程度のカリキュラムとしてください。ただし、1年目研修は前期・後期の延4日間程度のカリキュラムとしてください。
- ii 昇任時前、昇任時研修
 - ・ 主任主事、係長、管理職、3つの職層に対する研修計画を提案してください。
 - ・ 昇任時前、昇任時、各2日間、延4日間程度のカリキュラムとしてください。
- iii その他の時期に実施する研修
 - ・ 提案者が重要と考える科目の研修を自由に提案してください。
 - ・ 提案は、提案者の強みを最大限活かしたものとしてください。
- ③ 研修の評価及び効果測定
 - ・ 実施した研修を適切に評価でき、次年度以降の検討材料となる評価方法を企画提案してください。
 - ・ 効果測定の仕組みや手法等を企画提案してください。
- ④ 人材育成の推進に関する企画提案

職員の知識・技術の習得や能力アップを図る研修制度のほか、組織を単位としたOJT、職員が自主的に取り組む自己啓発等を総合して、人材育成の効果的な仕組みや支援について、提案してください。

9 審査基準と審査方法

(1) 審査基準

選定に係る審査の項目及び基準は、別紙2のとおりです。また、以下、①、②に該当する場合は、加点対象となります。

① 区内事業者優遇措置

区内事業者が単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合に、区内事業者への優遇として、一次審査における合計評価点の5%を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。なお、区外事業者のみの場合は、区内事業者への優遇（一次審査における加点）は受けられません。

② ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」、東京都が認定する「東京都ワーク・ライフ・バランス認定企業」、国が認定する「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定企業」を受けている場合は、一次審査合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

(2) 審査方法

審査は、港区職員研修等事業候補者選考委員会において、二段階方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

参加資格を満たした企画提案について、優良と判断する数社を選定します。

② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査を通過した事業候補者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案内容を総合的に判断し、最も優れた企画提案を選定します。

プレゼンテーション担当者は、事業候補者として決定した際に現場責任者として常駐するスタッフとしてください。

第一次審査を通過した事業者候補者は、別途、第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)で使用する資料を提出していただきます。

10 その他注意事項

(1) 提出書類について

- ① 作成に必要な費用は、提案者の負担になります。
- ② 提出後の追加、差替え、修正等はできません。また、返却も行いません。
- ③ 選考以外の目的に使用することはありません。ただし、港区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。この場合は、区は無償で使用できるものとします。
- ④ 提出書類等の一部又は全部を著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規程する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。
- ⑤ 複数事業者による共同申請の場合は、共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状(様式4-1、4-2)を提出してください。(なお、代表者ではなく、代理人が契約権限を有する場合には、委任状(様式4-3)も提出してもらいます。)

(2) 選考委員について

委員の職、氏名は公表しません。

(3) 参加辞退について

参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の区との契約等において不利な取り扱いをするものではありません。

(4) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、区の判断により、参加資格を取り消す場合があります。

- ① 選考委員、区職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な拙著区の実事が認められた場合
- ② その他、失格とするに足る事実が明らかになった場合

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

1 1 提出及び問合せ先（担当部署）

総務部人事課人材育成推進担当

電 話 03-3578-2118（直通）

FAX 03-3578-2129